

男女共同参画情報（第 129 号）

平成 26 年 1 月

新年を迎え、気持ちも新たに、伊勢市が笑顔に満ち溢れたまちになるよう、皆さまと一緒に取り組んでいきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、昨年度、男女共同参画をより進めるための一策として取り組んだ「意思決定の場への女性の参画促進応援プラン」。今年度は、その事業においていただいたご提案を活かした取り組みを進めているところですが、下記事業について実施中及び実施の運びとなりました。皆さまもご参加いただけたら幸いです。

今後とも、ご指導ご鞭撻をいただきますようよろしくお願いいたします。

れいんぼうカフェ

平成 26 年 2 月 2 日(日)、
れいんぼうルームにて
男性対象です。

※れいんぼう伊勢主催のイベント情報参照

企業対象研修講座

平成 26 年 1 月 23 日(木)、
2 月 5 日(水)、2 月 12 日
(水) いせトピア 3 階研修室
※詳細はチラシをご覧ください。

会社にとっても、個人にとっても役立つ内容です。是非に参加ください!!

DVD「安心できる避難所づくり～男女共同参画の視点を避難所運営に～」の貸出

地域や団体などで視聴してもらうため、貸出用 DVD を購入しました。

※ご利用いただける方はご連絡ください。

改正配偶者暴力防止法が施行されました!!

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が平成 25 年 6 月 26 日に成立し、同年 7 月 3 日に公布、そして平成 26 年 1 月 3 日から施行されました。

今回の改正によって、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなりました。これまでは、配偶者(元配偶者を含む)と事実婚という間柄の男女に限定されており、共同生活を営んでいる男女(婚姻を前提としない同棲)の場合はこの法律の適用を受けることができませんでした。住居を共にしている場合はストーカー規制法の適用も受け難く、悲惨な事件に発展してしまった事例もありました。

また、デート DV と言われる、交際中の男女間の暴力の加害者、被害者は低年齢化しています。若い間に慣らされて、将来本格的な DV の加害者、被害者になってしまうケースも多いそうです。あなたの周りに愛情と暴力(言葉、強要、束縛...)の区別がつかなくなってしまう、我慢して悩んでいる人はいないでしょうか。事案によっては『夫婦間、恋人同士の問題』では片付けられない時代になっています。

なお、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。



